

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会組織規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織単位)

第2条 本会は次の課および係、事業所等を置く。

(1) 総務課

① 総務係

(2) 地域福祉課

① 地域福祉推進係

ア ふれあい福祉センター

イ 飯田市ボランティアセンター

ウ 飯田市ファミリーサポートセンター

エ 飯田市結婚相談所

オ 遠山支所

② 生活相談支援係

ア 飯田市心配ごと相談所

イ 飯田市生活就労支援センター

③ 地域包括支援係

ア いいだ地域包括支援センター

イ いがら地域包括支援センター

④ 権利擁護支援係

ア いいだ成年後見支援センター

(3) 在宅サービス課

① 在宅サービス係

ア 介護相談センター

イ ヘルパーステーション

② 通所事業係

ア 上郷デイサービスセンター

イ 竜東デイサービスセンター

ウ 北部デイサービスセンター

エ いいだデイサービスセンター

(4) 遠山地域事業課

① 遠山地域在宅サービス係

ア 南信濃地域包括支援センター

イ 南信濃介護相談センター

ウ 南信濃ヘルパーステーション

② 福祉の里推進係

ア 南信濃福祉研修センター

イ 南信濃高齢者共同住宅

③ 特別養護老人ホーム遠山荘

ア 庶務係

イ 看護係
ウ 介護係
エ 給食係

(5) 施設サービス課

- ① 特別養護老人ホーム飯田荘
 - ア 庶務係（介護予防拠点含む）
 - イ 看護係
 - ウ 介護係
 - エ 給食係
- ② 特別養護老人ホーム第二飯田荘
 - ア 庶務係
 - イ 看護係
 - ウ 介護係
 - エ 給食係

2 本会が飯田市から指定管理者の指定を受けて管理する施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) デイサービスセンター
- (3) 福祉会館
- (4) 高齢者共同住宅

（分掌事項）

第3条 前条に定める課、係等の分掌事項は、別表のとおりとする。

（職及び職務）

第4条 本会に次の職員を置き、その職員の職及び職務は、別表1のとおりとする。

（管理職員等の範囲）

第5条 管理職員等は、別表2の左欄に掲げる部署において、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 29 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 29 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 13 日から施行する。ただし、第 2 条 (4) ⑭ については、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 11 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。